



～あなたも民商の共済会に～  
会員・配偶者は無条件で加入可  
同居家族、従業員も加入可

月 1,000 円

見舞金・祝金

# 村上民商ニュース①

2023/3/6

N0.503 村上市仲間町334

村上民主商工会

☎75-5272 FAX62-7392

「医療費控除」の申請書類を提出する際、市や村から「国民健康保険医療費通知書」が届いている場合は、「医療費控除の明細書」への記入は省略できますが、令和4年12月受診分については記載されていません。その場合は、領収書に基づいて「医療控除の明細書」へ記入が必要です。

病院等からの領収書は税務署に提出は不要ですが、自宅で5年間保存を。は、民商へお越しください。

## 確定申告の医療費控除について

市や村から「国民健康保険医療費通知書」が届いている場合は、「医療費控除の明細書」への記入は省略できますが、令和4年12月受診分については記載されていません。その場合は、領収書に基づいて「医療控除の明細書」へ記入が必要です。

■事業復活支援金  
■村上市がんばる事業者応援金  
■新潟県まん延防止協力金など  
に入計上して申告しなければなりません。

**確定申告相談時には、令和4年に左記の入金があった場合は、その金額をまとめてきてください。**

令和4年分の確定申告  
「雑収入」の計上について

## 確定申告相談会のお知らせ

早めに予約をしてください。

※ご希望の日時にすでに他の方の予約が入っている場合があります。

3月 3日(金) 午前10時～

3月 4日(土) 午後2時～

3月 5日(日) 午前10時～

3月 9日(木) 午前10時～

まだ予約をしていない方は  
予約をしてください！

## 重税反対統一行動

とき 3月13日(月)  
午前10時受付開始  
午前10時30分開会

ところ クリエート村上  
1階 ホール

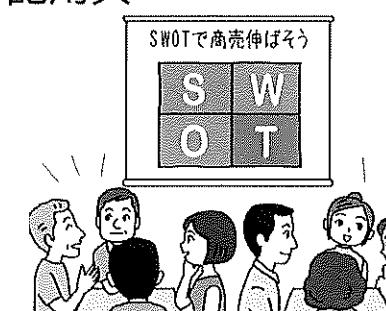
## 第3回 経営学習交流会 －SWOT分析と事業計画書－

日 時 3月9日(木)午後1時30分～

会 場 民商事務所

持ち物 計算機・筆記用具

※参加ご希望の方は  
民商へご連絡を  
お願いします。



弁護士 会場 日時 3月7日(火)  
午前10時30分  
新潟中央法律事務所

小淵真理子弁護士

※相談受付締め切り 3月3日(金)

☆緊急の相談の方は、必ず事前に電話で予約を。  
事務局まで連絡を。



～あなたも民商の共済会に～  
会員・配偶者は無条件で加入可  
同居家族、従業員も加入可

月 1,000 円

見舞金・祝金

# 村上民商ニュース②

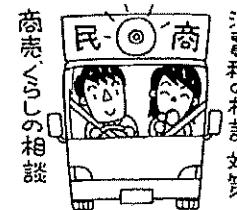
2023/3/6

N0.503 村上市仲間町334

村上民主商工会

☎15-5272 FAX62-7392

インボイス制度  
申請は9月30日までOK  
登録はあわてないで！



## 民商の紹介をお願いします

インボイス制度、電子帳簿保存法、記帳や確定申告、青色申告など相談を求める業者は大勢います。知り合いの業者に民商を紹介してください。商工新聞を知人友人や商売をしている方々にすすめて下さい。



※公的年金等の源泉徴収票や国民年金保険料控除証明書の再交付は、新発田年金事務所へ連絡をして下さい。

(0254-23-2128)

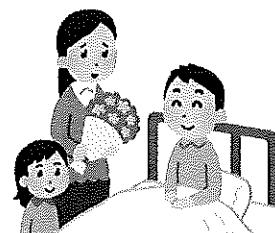
※生命保険などの控除証明書を紛失した場合は、再交付の手続きをしてください。

※国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療保険料の納付額通知書を紛失した場合は、市や村の税務課で「納付確認書」の交付の手続きをしてから、申告相談にお越しください。

- 売上、経費がわかる資料
- 申告書（税務署から届いているもの）
- 国民健康保険税の納付額通知書
- 生命保険、地震保険の控除証明書
- 公的年金等の源泉徴収票など

## 確定申告相談に持参するもの

※入院などをした場合は、民商へ連絡をお願いします。請求書を記入して頂きます。



☆従業員の方も加入できます。  
☆共済会費は、毎月1,000円。  
☆加入希望の方は、民商事務所にご連絡を。

■75歳以上の方が入院した場合は、入院した日数にかかわらず、病院発行の請求書または領収書のコピーを提出してください。「診断書」をお渡しします。

■30日以内の入院は、診断書や退院証明書が必要となります。

他の保険に入院している場合、その保険で使用する診断書などのコピーの提出を。診断書がない場合は、民商から「簡易な診断書」をお渡しします。

「入院見舞金」の請求をお忘れなく  
3日以上の入院をしたら…：

## 消費税納税相談会

今回の申告で、消費税納税額が多額で、払いきれず納付に大変な方、お困りの方は、相談会を開催しますのでご参加ください。

払いたくても払えず、滞納している方が増えています。払えない税金は、「納税の猶予」などを申請すれば、納税の延期や分割納付が認められます。

※相談希望者は、事前に民商へ連絡をお願いします。

日時	3月28日(火)午後1時30分から
会場	民商事務所